

圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準
KHKS0225 の書面投票等について

今回の圧力容器規格委員会における審議の結果、KHKS0225 の改正案について了解が得られた場合、以下 1) 及び 2) のとおり書面投票等の実施及び書面投票等のコメント対応を行うこととしたい。

1) 書面投票等の実施

技術基準の制定手続きに基づく KHKS0225 の改正案の書面投票等（書面投票及びパブリックコメントの募集）について、以下に示す期間を設けて実施する。

- ① 書面投票 投票期間 15 日（2 回目以降も同様に 15 日）
- ② パブリックコメント 募集期間 30 日（2 回目以降は規定に基づき 15 日）

2) 書面投票等のコメント対応

書面投票等でコメントがあった場合、コメント対応を行った修正案の審議は、委員長の了解のもと基本的には書面審議により行うこととし、必要に応じて委員会を開催する。

以上